

公 告

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 38 第 6 項の規定により、平成 25 年 5 月 10 日に公表した包括外部監査の結果に基づき講じた措置について、平成 27 年 12 月 16 日付けで山形県知事から通知があった。

平成 28 年 1 月 26 日

山形県監査委員 森 田 廣
山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
山形県監査委員 会 田 稔 夫
山形県監査委員 加 藤 香

所 管 課	監 査 結 果	措 置 の 内 容
管財課	(庁舎に関する将来計画の策定) 現状、長寿命化に関する計画は策定されていない。長寿命化への対応の方向性を明らかにする必要がある。	平成 25 年 5 月に設置した県有財産総合管理推進本部において、平成 27 年 10 月に「山形県県有建物長寿命化指針」を策定し、県有建物の長寿命化の方向性について定めた。